

コンパルホール指定管理者

募集要項

令和8年9月

大 分 市

目 次

1. 施設の概要	1
2. 指定管理者が行う管理の基準	1
3. 指定管理者が行う業務の範囲	1
4. 目標指標	2
5. 指定期間	2
6. 管理に要する経費等	2
(1) 利用料金収入等の取扱い	
(2) 施設利用等に係る審査及び処分の基準	
(3) 指定管理料	
(4) 指定料の支払	
(5) 区分会計の独立と口座	
(6) 消費税について	
(7) 施設等の修繕について	
(8) 備品等について	
7. 指定管理者の応募資格等	4
(1) 応募資格	
(2) 共同企業体等の応募について	
(3) 複数応募の禁止	
(4) 共同企業体等の構成委員の変更	
(5) 欠格条件	
8. 指定管理者が果たすべき責任	6
(1) 法令等の遵守	
(2) 安全管理	
(3) 個人情報の保護	
(4) 情報公開	
(5) 一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会づくり	
(6) 文書管理・保存	
(7) 守秘義務	

(8) 災害対応業務	
9. 募集要項の配布期間、現地説明会等	7
(1) 募集要項等配布	
(2) 現地説明会	
(3) 募集要項等に関する質問書の受付	
(4) 回答方法	
10. 指定申請書等の提出	8
(1) 提出書類	
(2) 提出期間	
(3) 提出先	
(4) 提出方法	
(5) 提出に当たっての留意事項	
11. 応募者による提案	10
(1) 施設の設置目的等を踏まえた管理運営の基本的な考え方等	
(2) 施設の管理運営に関する達成目標	
(3) 利用者のサービス向上及び施設の利用促進についての考え方等	
(4) 安心・安全面からの管理運営の具体策等	
(5) 施設の平等な利用の確保の手法等	
(6) 予算計画	
(7) 施設の管理運営体制等	
(8) 個人情報保護の考え方等	
(9) その他アピールポイント等	
12. 指定管理者と本市の責任分担等	11
13. 指定管理予定者の選定方法	12
(1) 選定手続	
(2) 選定結果の通知・公表	
14. 指定管理予定者の選定基準	13
15. 決定までのスケジュール	15

16.	協定の締結	15
(1)	基本協定書に盛り込む事項	
(2)	協定が締結できない場合の措置等	
17.	事業実施状況の監視等	16
(1)	事業実施状況に関するモニタリング	
(2)	施設利用者の意見・苦情等の聴取	
(3)	帳簿類等の提出要求	
18.	その他の事項	17
(1)	指定管理者の責めに帰すべき事由による指定の取消し等	
(2)	不可抗力等による指定の取消し等	
(3)	その他協議すべき事項	
(4)	業務の引継ぎについて	
(5)	事業所税について	
19.	問合せ先	18

コンパルホール指定管理者募集要項

コンパルホールは、市民文化の創造と市民生活の向上を図るために設置されました。
今般、コンパルホールの設置目的をより効率的かつ、効果的に達成するため、指定管理者を次のとおり募集することとしました。

1. 施設の概要

名 称	コンパルホール
所 在 地	大分市府内町一丁目５番３８号
開設年月日	昭和６１年６月７日
敷地面積	８, ０９５. ７４㎡
建 物	鉄骨、鉄筋コンクリート造 地下２階、地上７階建 最高部 高さ３６. ５ｍ
建築面積	４, ９９８. ７１６㎡
延床面積	２３, ３８７. ２９㎡
地下駐車場	４, ６６９. １６㎡（１１２台）
屋外駐車場	１, ２０２. ２９㎡（４０台）
自転車置場	１５４. ４４㎡（２２５台）

2. 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 関係法令等を遵守し、適正な管理を行うこと。
- (2) 平等な利用を確保し、公平かつ適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 施設及び設備の安全な維持管理を適切に行うこと。
- (4) 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。
- (5) その他市長等が必要と認める事項

3. 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 指定管理者が行う業務

- ①コンパルホールの使用許可に関する業務
- ②コンパルホールの使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ③コンパルホール（大分市民図書館コンパルホール分館・大分市男女共同参画センターを含む。）の施設及び設備の維持に関する業務
- ④コンパルホールの利用促進及び文化とスポーツの振興を図る業務
- ⑤教室・講座、イベント等の自主事業の実施に関する業務
- ⑥その他コンパルホールの管理運営に関して市長等が必要と認める業務

(2) 留意事項

- ①業務内容の詳細については、募集要項に添付するコンパルホール指定管理者管理運営仕様書（以下「仕様書」という。）を参照してください。
- ②管理運営業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。
ただし、業務の一部について、書面により市長等の承認を受けた上で、専門の事業者へ委託することは可能です。また、委託を受けた第三者がさらに他の事業者へ業務を委託する場合（再々委託）も、書面による市長等の承認が必要です。
- ③コンパルホール管理運営業務報告書等により、指定管理者の業務実施状況が基準を満たしていないと判断した場合は、指示等を行い、改善が見られないときは、指定を取り消すことがあります。

4. 目標指標（大分市が指定管理者に期待する目標値）

①指標 1：令和 13 年度の年間利用者数 450,000 人

（ただし、指定管理者が管理運営する施設の利用者とします。）

②指標 2：自主事業（教室、講座）の年間延べ実施回数 1,500 回

※上記指標は、コンパルホールの管理運営業務に関して、本市が目標設定したものです。

※上記指標以外に、指定管理者に対して市が行う毎月のモニタリング結果を総合して、100点満点でモニタリング総合評価を毎年実施し、指定管理期間の最終年を除く平均点を算出し、次回の選定時に指定管理者に対して優遇措置を行います。

5. 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間

6. 管理に要する経費等

(1) 利用料金収入等の取扱い

コンパルホールの管理運営については、その利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受する「利用料金制」を採用します。

利用料金については、条例で定める利用料の金額の範囲で、市長等の承認を得て、指定管理者が定めることができます。

また、利用料金以外の事業等に係る料金については、市長等の承認を得て、指定管理者が定め、収入とすることができます。

（別紙「コンパルホール条例別表（第 5 条関係）」及び「コンパルホール条例施行規則別表（設備器具使用料）」をご参照ください。）

(2) 施設利用等に係る審査及び処分の基準

指定管理者は、市長等の承認を得て、施設の使用の許可に係る審査基準及び標準

処理期間、利用料金に係る減免基準・還付基準及び標準処理期間並びに許可の取消し等に係る処分基準を定めるものとします。

なお、現行の審査基準等は、別紙のとおりです。

(3) 指定管理料

適正に算出された本施設の管理運営経費の合計金額から事業提案に基づき事業が実施された場合に想定される当該利用料金収入等を差し引いた額（自主事業分を含む。）を指定管理料として本市が指定管理者に支払うものとします。

$$\text{指定管理料} = \text{管理運営経費} - \text{利用料金収入等}$$

なお、指定管理料は、毎年度、予算の範囲内で本市と指定管理者が協議の上、決定するものとします。

ただし、施設全体の光熱水費、電話料（大分市民図書館コンパルホール分館・大分市男女共同参画センターを除く。）は、指定管理者の負担とします。

（別紙「コンパルホール収支実績」をご参照ください。）

(4) 指定管理料の支払

事業年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに指定管理料を決定し、その指定管理料を支払います。なお、支払金額及び方法等は、協定書に定めます。

(5) 区分会計の独立と管理口座

指定管理者は、指定管理者の業務に係る会計帳簿類及び経理規定を設けるとともに、収入及び経費については、独立した別の口座で管理してください。

また、他の「公の施設」の指定も受ける場合は、原則として1施設1口座とし、他の「公の施設」の管理口座とは別の口座で管理してください。

(6) 消費税について

指定管理料及び利用料金は、消費税及び地方消費税の課税対象となります。

(7) 施設等の修繕について

施設又は設備が毀損した場合の修繕料は、指定管理者の負担とします。

ただし、大規模修繕等（50万円を超えると市長等が認めるもの）は、事業計画において提示のあった金額を参考に、修繕等の内容を精査のうえ、毎年度に予算の範囲内で本市が修繕等を行うこととし、修繕等の実施時期は、指定管理者との協議により決定します。

(8) 備品等について

備品等の管理、購入その他の取扱いについては、募集要項に添付する仕様書及び

コンパルホール指定管理に関する基本協定書（案）に定めるところによるものとします。

7. 指定管理者の応募資格等

(1) 応募資格

- ① 応募者は、法人その他の団体（以下「団体等」という。）又は複数の団体等により構成された共同企業体等（以下「共同企業体等」という。）であって、指定期間中、安全かつ円滑にコンパルホールの管理運営を行うことができるものとします。
- ② 応募者（共同企業体等の場合は代表構成員である団体等をいう。）は、申請時において大分市内に事務所又は事業所を置き、又は指定管理期間開始までに大分市内に事務所又は事業所を置こうとする団体等でなければなりません。

(2) 共同企業体等の応募について

- ① 共同企業体等で応募する場合は、応募時に共同企業体等を結成することとします。
- ② 構成員の中から代表構成員を定めてください。
- ③ 協定書の締結に当たっては、共同企業体等の構成員全てを協定の当事者とします。
- ④ 選定後の協議は、代表構成員を中心に行いますが、協定書に関する責任は、共同企業体等の構成員の全てが負うことになります。

(3) 複数応募の禁止

- ① 単独で応募した団体等は、共同企業体等で応募することはできません。
- ② 共同企業体等で応募した団体等は、他の共同企業体等の構成員となることはできません。

(4) 共同企業体等の構成員の変更

共同企業体等で応募した場合、その構成員の変更は、原則として認めません。

(5) 欠格条項

次に該当する団体等（共同企業体等の構成員である団体等を含む。）は、応募者となることができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する団体等
- ② 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、2 年（他の地方公共団体から取り消された場合は、1 年）を経過しない団体等

- ③大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成 12 年大分市告示第 477 号）又は大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成 21 年大分市告示第 553 号）に基づく指名停止措置期間中である団体等
- ④会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく再生手続等を行っている団体等又は銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される団体等
- ⑤法人市民税、法人事業所税、消費税及び地方消費税について、過去 1 年間に滞納がある団体等
- ⑥指定を請負とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（同法第 166 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触する本市の議員、市長、副市長、委員会の委員長又は委員が支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任している団体等（本市が資本金その他これに準ずるものを出資している団体等を除く。）
- ⑦応募者となる団体等が次のいずれかに該当するとき。
 - I 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - II 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - III 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - IV 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - V 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（注）指定申請時点で、欠格条項に該当しなかった団体等が、以後、欠格条項に該当することとなった場合は、指定管理者の指定を行わず、又は指定の取消し等を行うことがあります。

8. 指定管理者が果たすべき責任

(1) 法令等の遵守

指定管理者は、施設の管理運営に当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければなりません。

- ①地方自治法、地方自治法施行令その他行政関連法規
- ②コンパルホール条例及び条例施行規則
- ③大分市情報公開条例（平成 16 年大分市条例第 3 号）、大分市暴力団排除条例（平成 23 年大分市条例第 19 号）
- ④大分市一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会づくり条例（令和 8 年大分市条例第 1 号）
- ⑤労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）ほか労働関係法規
- ⑥個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ⑦その他関係法令等

(2) 安全管理

指定管理者は、安全管理の徹底のため、法令等を遵守した対応マニュアル（安全管理マニュアル、カスタマーハラスメント対応マニュアル）を作成し、従事者に周知徹底を図り、安全対策に万全を期さなければなりません。

(3) 個人情報の保護

指定管理者が施設の管理運営を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、その取り扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するためにコンパルホール指定管理者の保有する個人情報の安全管理のための措置に関する規程を定める等必要な措置を講じなければなりません。個人情報の漏洩等の行為に対しては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づく罰則が適用されます。

(4) 情報公開

指定管理者が管理を行うに当たり作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、別途指定管理者において規程を定めるなど適正な情報公開に努めなければなりません。

(5) 一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会づくり

指定管理者は、顧客や従業員等、事業活動に関わるすべての人の人権を尊重するとともに、事業活動を行う際には、人権に対する配慮を念頭に置いて取り組むよう努めなければなりません。

また、市が実施する人権に関する講演会や研修会、啓発活動等に積極的に参加・協力するよう努めなければなりません。

(6) 文書の管理・保存

指定管理者が業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、大分市文書規程等に基づいて、別途指定管理者において規程等を定め、適正に管理・保存しなければなりません。また、指定期間終了時に、本市の指示に従って引き渡さなければなりません。

(7) 守秘義務

指定管理者及びその従事者は、施設の運用管理を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはいけません。指定管理者の指定期間が終了した後又は従事者がその職を退いた後においても同様とします。

(8) 災害対応業務

災害時に、本施設が避難所等として使用される場合、指定管理者は本市の指示に従い、管理運営業務の全部又は一部を速やかに停止するとともに、避難所等の運営業務について本市に協力しなければなりません。

9. 募集要項の配布期間、現地説明会等

(1) 募集要項等配布

配布期間：令和8年9月1日（火）から令和8年9月15日（火）まで
（ただし、窓口での配布は土曜・日曜を除く。）

配布時間：午前8時30分から午後5時15分まで

配布場所：大分市荷揚町2番31号 大分市企画部文化振興課

配布内容は、大分市ホームページからもダウンロードできます。

(2) 現地説明会

開催日時：令和8年9月15日（火）午後2時から

開催場所：大分市府内町一丁目5番38号 コンパルホール

参加申込：参加される場合は、9月9日（水）午後5時15分までにコンパルホール指定管理者に係る現地説明会参加申込書（様式8-5）により、大分市企画部文化振興課に申し込んでください（持参、郵送、ファクシミリ、又は電子メールはいずれも必着）。

なお、申込状況によっては、参加人数を制限する場合があります。

(3) 募集要項等に関する質問書の受付

募集要項等の内容に関する質問をコンパルホール指定管理者募集要項等に関する質問書（様式8-6）により、次のとおり受け付けます。

質問書受付期限（初回）：令和8年9月8日（火）午後5時15分

質問書受付期限（最終）：令和８年９月１８日（金）午後５時１５分

質問書提出先：大分市荷揚町２番３１号 大分市企画部文化振興課

提出方法：持参、郵送、ファクシミリ、又は電子メール（いずれも必着）

※電話でのご質問は、受け付けません。

(4) 回答方法

質問者には、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、個別に回答するほか、応募者間の公平を期すため、質問及び回答を大分市ホームページで原則公表します。（質問者の氏名等は表記しません。）

10. 指定申請書等の提出

(1) 提出書類

書 類 名	備 考
①指定管理者指定申請書	様式８号
②管理運営事業計画書（令和９年度～令和１３年度）	様式８－１
③管理運営収支予算書（令和９年度～令和１３年度）	様式８－２
④応募資格がある旨の誓約書	様式８－３
⑤賃金スライド制度の対象となる人件費に関する計画書	様式８－１０
⑥定款又は寄附行為及び登記事項証明書の謄本（法人以外の団体は、これらに相当する書類）	
⑦指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における団体等の財産目録及び貸借対照表、損益計算書等の財務諸表	指定申請の日の属する事業年度に設立された団体等にあつては、その設立時における財産目録
⑧指定申請の日の属する事業年度及び当該事業年度の翌年度事業における団体等の事業計画書及び損益計算書又は収支予算書	
⑨団体等の組織及び運営に関する事項を記載した書類	設立趣旨、従事者数、資本金の額、その他経営規模等
⑩団体等が現に行っている業務の概要を記載した書類	事業内容等
⑪税の滞納がないことを証明するもの（国・県・市税納税証明書又は非課税証明書）	令和８年度及び７年度分証明書

⑫労働者災害保険に加入していることを証する書類（写し）	従事者を雇用していない事業者は除く。
⑬大分市暴力団排除条例に基づく、暴力団等でない旨の誓約書及び役員名簿	誓約書 様式 8－4 役員名簿 様式 8－4 別紙
⑭その他市長等が必要と認める書類	

(2) 提出期間： 令和 8 年 9 月 2 9 日（火）から令和 8 年 1 0 月 6 日（火）まで
（土・日を除く。）

※受付時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとします。

※提出期限後の変更及び追加は、認めません。

(3) 提出先： 大分市荷揚町 2 番 3 1 号 大分市企画部文化振興課

Email : bunka-s@city.oita.oita.jp

(4) 提出方法： 指定申請書等 1 1 部（正本 1 部、副本 1 0 部）および一式の電子データを上記に定める提出先に持参、又は郵送並びに送付してください。
（必着。）

提出は上記方法に限り、ファクシミリ等による提出は受理しません。

要求した内容以外の書類、図面等についても受理しません。

(5) 提出に当たっての留意事項

①提出書類の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。（軽微な変更を除く。）

②提出書類の取扱い

提出書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、本市は指定管理者の決定の公表等必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとします。

なお、提出書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

③申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合は、「コンパルホール指定管理者申請辞退届」（様式 8－7）を提出してください。

④提出書類の使用言語

提出書類の作成に当たっては、日本語を使用してください。

⑤虚偽の記載をした場合の無効

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

⑥個別接触の禁止

コンパルホール指定管理予定者選定等委員会の委員、本市の職員その他本件関係者に対する本件申請についての個別接触を禁止します。

⑦情報公開

提出書類は、大分市情報公開条例の規定に基づき公開することがあります。

⑧追加資料の提出

本市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

⑨応募に関する費用負担

応募に際して必要な費用は、応募者の負担とします。

11. 応募者による提案

応募者は、次に掲げる事項について、事業計画書により提案することとします。

- (1) 施設の設置目的等を踏まえた管理運営の基本的考え方等
 - (2) 施設の管理運営に関する達成目標（本市が設定した目標指標に対するもの及び応募者が独自に掲げる具体的な目標数値等）
 - (3) 利用者のサービス向上及び施設の利用促進についての考え方等
 - ① 利用者サービスを向上させるための具体的な方策
利用時間、休館日、利用料金等の変更、利用者の要望の把握方法等
 - ② 新規利用者の獲得など、利用者増のための考え方等
自主事業、広報計画等
- 注）自主事業は、仕様書に記載された業務以外で、指定管理者が自己の責任において自主的に実施するものであって、公の施設の設置目的に沿い、市民の利用に支障を来さないものであり、かつ、本市の承認した事業に限り実施できるものとします。
- (4) 安心・安全面からの管理運営の具体策等
 - (5) 施設の平等な利用の確保の手法等
 - (6) 予算計画
 - ① 管理経費の効率化につながる方策
 - ② 5年間の収支計画
 - (7) 施設の管理運営体制等
 - ① 職員の配置と勤務体制
 - ② 職員の研修計画
 - (8) 個人情報保護の考え方等
 - (9) その他アピールポイント等

12. 指定管理者と本市の責任分担等

本市と指定管理者の責任分担は、概ね次表のとおりとし、詳細は協定書等で定めます。

(◎：原則として責任がある。 ○：一部責任を負う場合がある。)

項 目	本市	指定管理者
事業運営に影響のある法令の変更		◎
資金調達		◎
物価（指定後のインフレ、デフレ）※	○	◎
金利の変動		◎
不可抗力による業務の変更、中止等	協議事項	
本市の責任による業務の中止等	◎	
指定管理者の責任による業務の中止等		◎
指定管理者の事業放棄、破綻		◎
申請費用の負担		◎
管理運営の引継ぎコストの負担		◎
施設競合による利用者減、収入減		◎
当初の需要見込みと異なる状況		◎
本市以外の要因による運営費の増加		◎
本市の協定内容の不履行	◎	
指定管理者の事由による業務及び協定内容の不履行		◎
要求水準の不適合		◎
管理運営		◎
機械設備の保守点検（法定を含む。）		◎
備品の購入及び管理	○	◎
必要な消耗品の購入		◎
不可抗力による施設の修繕等	協議事項	
不可抗力以外の施設の修繕等	◎ (1 件 50 万円超)	◎ (1 件 50 万円以内)
施設の法的管理（利用許可・目的外使用許可）	◎ (目的外使用許可)	◎ (利用許可)
苦情対応	○	◎
事故対応	○	◎
災害時対応	○（指示等）	◎
災害復旧	◎	○

包括的管理責任	◎	
利用者に係る賠償責任保険の加入	○	◎
火災保険の加入	◎	
施設の管理瑕疵により損害が生じたとき		◎
施設の設置瑕疵により損害が生じたとき	◎	

※賃金水準の変動については、大分市指定管理者制度に関する新指針における

14 管理運営（2）指定管理料等への反映②賃金水準の変動への対応の規定による。

備考

- ・上記に含まれない事項は、本市と指定管理者間の協議によるものとします。
- ・第三者の責めに帰すべき事由による損傷等で、その第三者が特定できる場合における損害回復等についての交渉は、指定管理者が行うものとします。
- ・指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害について、本市が損害を賠償したときは、本市は指定管理者に求償権を有するものとします。

13. 指定管理予定者の選定方法

提出した書類及びヒアリングによる選考

(1) 選定手続

① 選定の手順

- I 募集及び選定は、公募型プロポーザル方式とします。
- II 申請書の受理後、企画部文化振興課において資格審査を行います。
- III 外部の学識経験者等計6名により構成された、コンパルホール指定管理予定者選定等委員会（以下「選定等委員会」という。）において、選定基準に基づき提出書類審査及びヒアリングにより、選考を行います。なお、選定等委員会の会議は、非公開とします。
- IV 選定等委員会において、指定管理予定者を選定し、市長等が決定します。
※指定管理者の指定は、令和8年第4回大分市議会定例会での議決を経て、市長等が行います。

② ヒアリング

- I 選定等委員会においては、応募者からヒアリングを実施する予定です。
- II 実施方法は、応募者の代表者等（3名まで出席可）から事業計画書等についての説明及び選定等委員会の委員からの質疑とします。
- III ヒアリングに要する経費は、全て応募者の負担とします。

(2) 選定結果の通知・公表

選定結果については令和8年10月に、申請者全員に対して郵送にて通知します。

14. 指定管理予定者の選定基準

指定管理予定者の選定に当たって、その基準となる要件は、次のとおりとします。

- ①当該公の施設の効用を最大限に発揮させる内容の事業計画書を作成した者であること
- ②事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有する者であること
- ③当該公の施設の管理を行うに当たり、平等な利用を確保できる者であること
- ④その他市長等が必要と認める事項
- ⑤前回の指定管理業務の実績評価に基づく加点 ※該当する場合のみ
- ⑥市内団体の優遇措置

選定基準

条例に規定する要件	配点基準	選考の視点	具体的な選定項目	配点	採点結果
1. 施設の効用の最大限の発揮	80	効用発揮	施設の特徴を活かし、施設の効用を高めるための提案がされているか。	20	
			利用時間や自主事業の開催などを含め、サービスの質や量の向上のための提案がされているか。	20	
			広報など、施設の情報発信のための提案がされているか。	10	
			利用者の苦情や要望・意見を把握し、対応する方法は適切か。	10	
		経費縮減	収支計画の積算が明確で、実現可能な提案がされているか。	10	
			施設の管理費用が縮減される提案となっているか。	10	
2. 安定した管理能力	80	物的能力	管理運営を継続的・安定的に行う適正な経営規模を有しているか。	10	
			管理運営を継続的・安定的に行う適正な財務体質を有しているか。	10	
			類似施設を安定的に運営した実績はあるか。	10	
			業務の第三者への再委託に関する考え方は適切か。	5	
			安全管理・危機管理に関し、必要な措置を講じる提案がされているか。	10	

			個人情報の保護に関し、必要な措置を講じる提案がされているか。	5	
			情報公開に対し、必要な措置を講じる提案がされているか。	5	
		人的能力	団体内における役割分担や責任体制は明確かつ適当か。セルフモニタリングに必要な措置を講じる提案がなされているか。	10	
			業務の実施に関し、資格者を含め、適切な人員配置や勤務体制となっているか。	10	
			従事者への教育、研修体制は適切か。	5	
3. 平等な利用の確保	20	平等性	事業計画の内容が平等性を確保するものとなっているか。	5	
			使用許可に係る審査基準の設定の考え方は適切か。	5	
		公共性	事業計画の内容が公共性を確保するものとなっているか。	5	
			利用料金の設定、減免・還付基準の設定の考え方は適切か。	5	
4. その他	20	社会的責任等	地元雇用等により、地域の活性化が期待できるか。	5	
			団体として、障がい者の雇用に関する取組実績や計画があるか。	5	
			団体として、省エネやごみの分別、再生品の利用など環境への配慮があるか。	5	
			労働基準法、最低賃金法、男女雇用機会均等法ほか関係法令等を遵守した提案がされているか。	5	
計	200				
5. 前回の指定管理業務の実績評価に基づく加点	10 又は 20		モニタリング総合評価結果に基づく加点		
6. 市内団体の優遇措置	1～10		・市内団体（１者もしくは市内団体のみで構成する共同事業体等）が申請した場合はあらかじめ当該団体に小計		

			の 100 分の 5 を加点する。 ・ 市内団体と市外団体が構成する共同事業体等が申請した場合は、小計の 100 分の 5 を市内団体の構成割合で按分した点数をあらかじめ当該共同事業体等に加点する。		
合計					

15. 決定までのスケジュール

- | | |
|----------------|--------------------------------|
| ①募集要項配布期間 | 令和 8 年 9 月 1 日（火）～9 月 15 日（火） |
| ②質問書受付期限（初回） | 令和 8 年 9 月 8 日（火） |
| ③現地説明会 | 令和 8 年 9 月 15 日（火） |
| ④質問書受付期限（最終） | 令和 8 年 9 月 18 日（金） |
| ⑤申請書受付期間 | 令和 8 年 9 月 29 日（火）～10 月 6 日（火） |
| ⑥選定等委員会ヒアリング | 令和 8 年 10 月 20 日（火）（予定） |
| ⑦選定結果通知・公表 | 令和 8 年 10 月下旬（予定） |
| ⑧議会における議決 | 令和 8 年 12 月中旬（予定） |
| ⑨指定管理者の指定の告示 | 令和 8 年 12 月中旬（予定） |
| ⑩基本協定書の締結 | 令和 9 年 3 月中旬（予定） |
| ⑪年度協定書の締結 | 令和 9 年 3 月下旬（予定） |
| ⑫指定管理者による管理の開始 | 令和 9 年 4 月 1 日（木） |

16. 協定の締結

指定管理者の指定の後に、施設の管理運営業務に関し、包括的な事項を定めた基本協定書及び各年度の実施事項等を定めた年度協定書を締結します。詳細については、別添の基本協定書（案）及び年度協定書（案）に基づき、協議の上、当該協定書を締結します。

(1) 基本協定書に盛り込む事項

①総則

協定の趣旨・目的、管理運営物件、指定期間等

②本業務等の範囲と実施条件

指定管理者が行う本業務及び自主事業の範囲等

③本業務等の実施

業務の実施、開業準備、第三者委託、管理運営物件の修繕等、安全管理等、個人情報保護、情報公開、従事者研修等

④備品等の取扱い

備品等の貸与等

⑤本市の確認事項

年度事業計画書、業務報告書、モニタリング、改善指示等

⑥指定管理料及び利用料金

指定管理料の支払、利用料金

⑦損害賠償及び不可抗力

損害賠償等、第三者への賠償、保険、不可抗力による損害等、責任分担

⑧災害時の対応に関する事項

避難所等の開設、自主避難者への対応、避難所等の運営への協力、業務内容の報告、個人情報取扱い、費用の負担

⑨指定期間の満了

業務の引継ぎ、原状回復義務、備品等の引継ぎ等

⑩指定の取消し等

指定の取消事由等

⑪その他

権利又は義務の譲渡の禁止、専用口座の開設、疑義の協議等

(2) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

①正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

②財務状況の悪化等により、管理運営業務の履行が確実でないと認められるとき。

③著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

17. 事業実施状況の監視等

(1) 管理運営状況に関するモニタリング

指定管理者が行う業務の実施状況を把握し、良好な管理運営状況を確保するために、本市は定期的及び随時にモニタリングを実施します。指定管理者は、本市が指定する報告書を提出する義務があり、管理運営状況が適正でないと認められる場合は、本市は指定管理者に対して改善等必要な指示を行い、指定管理者は速やかに措置を講ずるものとします。

また、安定的な施設利用を担保するため、必要に応じて指定管理者自体の経営状況等を確認させていただきます。

(2) 施設利用者の意見・苦情等の聴取

施設利用者の利便性の向上等の観点から、施設利用者の意見・苦情等の聴取結果及び業務改善への反映状況について本市に報告することとします。

(3) 帳簿類等の提出要求

監査委員等が監査等をするために必要があると認める場合は、指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があり、その場合は速やかに指示に従うものとします。

18. その他の事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による指定の取消し等

① 次のいずれかに該当すると認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて本業務等の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとします。

I 指定管理者が本協定、関係法令等に違反する等不正行為を行ったとき。

II 指定管理者が本市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。

III 指定者が応募資格要件に該当しなくなったとき。

IV 指定管理者が経営状況の悪化などにより、本業務等を行うことが不可能又は著しく困難となったとき。

V 指定管理者の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認めるとき。

VI その他市長等が必要と認めるとき。

② 上記の取消し等の事由により、本市が指定を取り消し、又は期間を定めて本業務等の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、本市に損害が生じた場合は、指定管理者は、本市にその損害を賠償しなければならないものとします。この場合において、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じても、本市はその賠償の責めを負わないものとします。

③ 指定管理者は、上記の取消事由のⅢ若しくはⅣに該当することとなった場合又はそのおそれがある場合は、速やかに本市に報告しなければなりません。

(2) 不可抗力等による指定の取消し等

不可抗力その他本市及び指定管理者の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難となった場合は、双方協議の上、指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を行うことができるものとします。この場合において、取消し等により発生する損害等の負担については、協議の上、決定します。

(3) その他協議すべき事項

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市及び指定管理者双方が誠意をもって協議するものとします。

(4) 業務の引継ぎについて

指定期間の終了又は指定の取消し等により、本市又は本市が指定する者に業務を引き継ぐ場合は、円滑な引継ぎに協力していただきます。

(5) 事業所税について

利用料金制を適用している公の施設の事業については、指定管理者に事業所税（資産割・従業者割）が課税される場合があります。（総収入に占める指定管理料の割合が一定割合に満たず、事業主体が指定管理者と判断される場合。※一定割合とは「おおむね5割」）

事業所税の資産割については、市内の全事業所の合計床面積が800㎡を超えると申告義務が生じ、1,000㎡を超えると課税対象となります。また、従業者割については、市内の全事業所の従業者数が80人を超えると申告義務が生じ、100人を超えると課税対象となります。

詳しくは、担当課（税制課諸税担当班／電話 097-537-7314）にお尋ねください。

19. 問合せ先

大分市企画部文化振興課

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

電話 097-585-6008

FAX 097-536-4044

e-mail bunka-s@city.oita.oita.jp

審査基準及び標準処理期間個表

担当課 文化振興課
コンパルホール

条例等の名称	処分の事項	設定年月日
コンパルホール条例	使用の許可	平成 22 年 8 月 1 日
1 根拠条項 第 4 条 コンパルホールを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、前項の許可を与える場合において管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。 第 10 条 市長は、次の各号の一に該当するときは、コンパルホールの使用を許可しない。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 建物、設備及び器具等をき損するおそれがあると認められるとき。 (3) 営利を目的として使用すると認められるとき。 (4) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。 (5) 管理上支障があると認められるとき。 2 審査基準 次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしない。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 ア 犯罪行為又は犯罪を讃え、あおり、そそのかす等の行為を伴うおそれのある使用 イ わいせつ行為その他善良な風俗、清浄な風俗環境又は青少年の健全な育成を害するおそれのある使用 ウ 訪問販売その他の商品取引に関する法律で規制された手段を用いて商品販売を行ったり、講習会等を名目に人を集め、その会員を勧誘するおそれのある使用 (2) 建物、設備及び器具等を毀損するおそれがあると認め		

られるとき。

ア ボール、槍、矢等を投げ、又はスパイク靴を使用する等、建物の壁面、窓ガラス、床面、天井、備品等を傷つけるおそれがある行為を伴う使用

イ 市長の許可を受けることなく、壁、柱等にはり紙、釘打等をする使用

ウ ガソリン、プロパンガス、火薬類等の引火又は爆発のおそれがある危険な物の使用を伴う使用

エ 火の使用を認めてられていない室での火の使用

オ 市長の承認、消防署長の許可を受けることなく、火気を必要とする使用

(3) 営利を目的として使用すると認められるとき。

別紙のコンパルホール営利基準による。

(4) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。

集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる使用

(5) 管理上支障があると認められるとき。

ア 定員（大分市火災予防条例第 39 条第 1 号に規定する定員をいう。）を超える使用

イ 所定の室以外での飲食

ウ 音、におい、振動等により他の使用者に迷惑をかけるおそれがある使用

エ 宗教的宣伝活動のための使用

オ 葬祭を目的とした使用

カ 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。

キ 過去において施設管理上の指示に従わないなど、施設管理上の指示に従わないおそれがあると認められるとき。

ク その他市長が管理上重大な支障があると認めるとき。

3 標準処理期間

10 日

別紙 コンパルホール営利基準

この基準は、コンパルホール条例第10条第3号に規定する営利を目的とした使用について、定めるものとする。

営利目的とみなし、使用を許可しないもの	備考
(1) 商品の展示、宣伝、販売（予約を含む）	ここでいう商品とは、有形、無形（サービス）を問わない。 ただし、催し物に営利性がなく＝〔コンパルホールの営利基準に該当せず〕社会通念上その催しものと物品販売等が、不可分と考えられる場合はここでいう商品とはみなさず事前協議により一部又は全部を許可することができる。
(2) 民間企業等の営業、宣伝を主目的とする催し物	民間企業等の利用については、その社会性、発想、組織力等を広く市民文化活動に活用する主旨で、市民主催の催し物との均衡をはかりながら、明らかに営業活動としての性格が強いものを除き許可する。 入場料等を徴収する場合は、催し物の主旨および経費等に照らし、これを判断する。
(3) 資格試験等。但し、国家資格及びそれに準ずる公的資格の試験を除く。	利用者を保護するため、公的資格とまぎらわしい資格試験等は許可しない。
(4) カルチャースクールの開校、生徒募集	主催者の性格、目的により判断する。営利を目的としない自主グループとの区別を明確にするため、構成メンバー、運営方法等を精査する。
(5) 主旨及び使途に公共性、明瞭性を欠く募金、寄付を募る行為	ボランティア、チャリティーに名を借りた不正行為と区別するため、主催者、主旨、使途について厳正に精査したうえで判断する。
(6) 宗教的行事及び布教活動	宗教団体の中には、集会への参加の強要や脱会の不許可、身体拘束、靈感商法などを行うものがある。これらから利用者を保護するために、内部会議以外は許可しない。

第 1 号様式

審査基準及び標準処理期間個表

コンパルホール共同事業体

条例等の名称	処分の事項	設定年月日
コンパルホール条例	第 6 条 利用料金の減免	令和 8 年 4 月 1 日
1 根拠条項 第 6 条 第 1 5 条第 1 項に規定する指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。 2 審査基準 第 1 5 条第 1 項に規定する指定管理者が公益上その他特別の理由があるとして利用料金を減免する場合、その減免額等は、別表のとおりとする。 3 標準処理期間 原則として即日（必要に応じて 1 0 日）		

別表

1. 各施設共通減免基準（6号および7号にあっては市民体育館を個人で使用する場合を除く）

	使用条件等	減免額
(1)	大分市が単独で市民を対象に経費の全額を負担して行う行事（参加者負担金を徴収するものを含む。）のために使用する場合	全額
(2)	大分市が共催する全国規模の行事のために使用する場合	全額
(3)	大分市、由布市又は同市を含む広域の行政区域の会議又は研修で使用する場合	全額
(4)	大分市中学校体育連盟及び大分市スポーツ少年団がその主催する行事の会場として使用する場合	全額
(5)	国民スポーツ大会又は県民スポーツ大会の会場として使用する場合	全額
(6)	障害者（療育手帳（療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳をいう。以下同じ。）、身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律283号）に規定する身体障害者手帳をいう。以下同じ。）又は精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳をいう。以下同じ。）の交付を受けた者をいう。以下同じ。）が、療育手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示し、その主催事業として営利を目的としない文化活動等の諸活動を行う場合	当該障害者個人に係る利用料金等の合計金額（同一の障害者が、同一の活動内容で次に掲げる使用を行おうとする場合にあつては、それぞれに定める金額をいう。）が1,000円に満たない場合にあつては全額、1,000円以上の場合にあつては半額 ア 複数の連続する日における使用 各日の利用料金 イ 同一の日の連続しない時間における使用 当該日に係る利用料金の合計金額
(7)	障害者団体（市長が別に定める基準による登録を受けた団体をいう。以下同じ。）が、その主催事業として営利を目的としない文化活動等の諸活動を行う場合	当該障害者団体に係る利用料金等の合計金額（同一の障害者団体が、同一の活動内容で次に掲げる使用を行おうとする場合にあつては、それぞれに定める金額をいう。）が1,000円に満たない場合にあつては全額、1,000円以上の場合にあつては半額

		ア 複数の連続する日における使用 当該連続する日における利用料金の合計金額 イ 同一の日の連続しない時間における使用 当該日に係る利用料金の合計金額
(8)	社会教育に関する事業を組織的に行う社会教育団体その他の市長が認める団体が、総会、役員会（部会等を除く。）又は一般市民を対象とする行事のために使用する場合	半額
(9)	その他、指定管理者が必要と認め、市長の承認を得た場合。	必要と認める額

注 上記に掲げる行事のリハーサルを行う場合（主催者以外の参加者が行う場合を除く。）についても減免する

2. 各施設における減免基準

(1) 文化ホール、多目的ホール

使用条件等	減免額
学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が芸術・文化活動として利用し、学校長が利用申し込みをした場合。	半額

注 上記に掲げる行事のリハーサルを行う場合（主催者以外の参加者が行う場合を除く。）についても減免する。

(2) 市民体育館

使用条件等	減免額
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が次に掲げる学校教育活動で使用する場合 (ア) 教育課程に位置付けられている活動に使用する場合 (イ) その他市長が認める学校教育活動に使用する場合	半額
(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による施設等（幼保連携型認定こども園を除く。）が教育上又は保育上の目的で使用する場合	半額
(3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園が教育上又は保育上の目的で使用する	半額

	場合	
--	----	--

(3) 市民体育館を個人で使用する場合

	使用条件等	減免額
(1)	障害者（療育手帳（療育手帳制度について（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号）に規定する療育手帳をいう。以下同じ。）、身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和２４年法律２８３号）に規定する身体障害者手帳をいう。以下同じ。）又は精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）に規定する精神障害者保健福祉手帳をいう。以下同じ。）の交付を受けた者をいう。以下同じ。）が、療育手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示する場合	当該障害者個人に係る利用料金の金額が 1,000 円に満たない場合にあっては全額、1,000 円以上の場合にあっては半額
(2)	障害者の介護のために同伴する者（原則として１人の障害者について１名に限る。）がいる場合	当該同伴者個人に係る利用料金の金額が 1,000 円に満たない場合にあっては全額、1,000 円以上の場合にあっては半額

審査基準及び標準処理期間個表

担当課 文化振興課
コンパルホール

条例等の名称	処分の事項	設定年月日
コンパルホール条例 コンパルホール条例施行規則	使用料の返還	平成 22 年 8 月 1 日
1 根拠条項 条例第 7 条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。 規則第 7 条 条例第 7 条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。 (1) 天災地変及び条例第 11 条の規定により使用の許可を取り消したときその他使用者の責に帰すことができない理由により使用できなくなったとき。全額 (2) 使用者が使用期日前 7 日（文化ホール及び多目的ホールについては 30 日）までに使用の取消しを申し出て市長が相当の理由があると認めたとき。半額 2 審査基準 (1) 規則第 7 条第 1 項第 1 号に規定するその他使用者の責に帰すことができない理由とは、講演者、出演者、使用者の死亡、負傷等による真にやむを得ない場合をいう。 (2) 規則第 7 条第 1 項第 2 号の規定については、事前に具体的な基準を定めるのは困難であり、事案ごとにその都度判断する。 3 標準処理期間 10 日		

審査基準及び標準処理期間個表

担当課 文化振興課
コンパルホール

条例等の名称	処分の事項	設定年月日
コンパルホール条例	特別の設備等の許可	平成 22 年 8 月 1 日
1 根拠条項 第 9 条 使用者は、その使用に際して特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 審査基準 事前に具体的な基準を定めるのは困難であり、事案ごとにその都度判断する。 3 標準処理期間 10 日		

審査基準及び標準処理期間個表

担当課 文化振興課
コンパルホール

条例等の名称	処分の事項	設定年月日
コンパルホール条例 施行規則	女性活動室の 使用許可	平成 22 年 8 月 1 日
1 根拠条項 第 17 条 女性活動室を使用できる者は、本市に住所又は勤務先を有する女性とする。ただし、市長が適当と認める者については、この限りでない。 第 18 条 女性活動室を使用しようとする者は、女性活動室使用申込簿に所定の事項を記入し、市長の許可を受けなければならない。 2 審査基準 第 17 条ただし書の規定により市長が適当と認める者とは、次のとおりとする。 (1) 女性活動室の事業にかかわる講師、指導者又は関係者 (2) その他市長が特に認める者 3 標準処理期間 即日		

審査基準及び標準処理期間個表

担当課 文化振興課
コンパルホール

条例等の名称	処分の 事項	設定年月日
コンパルホール条例施行規則	優先申請	平成 22 年 8 月 1 日
1 根拠条項 第 2 条第 3 項ただし書 3 第 1 項の申請は、使用日前 6 月以内に限るものとする。 ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。 2 審査基準 (1) 規則第 2 条第 3 項ただし書に規定する「市長が特に必要と認めるとき」とは、次のとおりとする。 ア 本市が主催又は共催する行事に使用する場合 イ 国、公共団体又は公共的団体等が主催し、多数の参加者がある九州地区規模以上の公共的行事に使用する場合 ウ 公益性が高いと認められる行事に、文化ホール及び多目的ホールを 1 日以上連続して使用する場合並びに体育館の全面を 9 時から 17 時を超えて連続して使用する場合 エ その他特に市長が必要と認める場合 (2) 前号ア、イ及びエの場合にあっては使用日前 1 年から、同号ウの場合にあっては使用日前 7 月から申請を受け付けるものとする。		

処分基準個表

担当課 文化振興課
コンパルホール

条例等の名称	不利益処分の事項	設定年月日
コンパルホール条例	使用許可の 取消し等	平成 22 年 8 月 1 日
1 根拠条項 第 11 条 市長は、使用者が次の各号の一に該当すると認めるときは、使用条件を変更し、使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。この場合使用者が損害を受けても、市はその責を負わない。 (1) 偽りその他不正の手段により許可を受け、又は許可の条件に違反したとき。 (2) 前条各号の一に該当する理由が生じたとき。 (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 関係条項 (使用の不許可) 第 10 条 市長は、次の各号の一に該当するとき、コンパルホールの使用を許可しない。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 建物、設備及び器具等をき損するおそれがあると認められるとき。 (3) 営利を目的として使用すると認められるとき。 (4) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。 (5) 管理上支障があると認められるとき。 条例施行規則 (使用者及び入場者の遵守事項) 第 8 条 コンパルホールの使用者及び入場者は、次の事項を守らなければならない。 (1) 危険物又は動物を持ち込まないこと。 (2) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し又は火気を使用しないこと。 (3) 館内を不潔にしないこと。 (4) 許可なくして物品の販売又はこれに類する行為をしないこと。 (5) 許可なくして壁、柱、扉等にはり紙をし、又は立て看板等を取り付けないこと。 (6) その他職員の指示する事項		

2 使用者は、前項に規定することのほか次の事項を守らなければならない。

- (1) 収容人員は、当該施設の所定人員を超えないこと。
- (2) 火災、盗難、人身事故その他の事故防止に努めること。
- (3) 入場者に前項に規定する事項を遵守させること。

2 処分基準

条例第 11 条の規定に基づき、市長が使用条件を変更し、使用を停止し、又は許可を取り消すことができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受け、又は許可の条件に違反したとき。

ア 許可申請書に虚偽の記載をしたとき。

イ 許可申請書に記載した使用目的以外に使用したとき。

ウ 条例第 4 条第 2 項の規定により条件を付した場合において、当該条件に違反したとき。

- (2) 条例第 10 条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。(使用許可に係る審査基準準用)

- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

ア 条例第 8 条に規定する使用権の譲渡等の禁止に違反したとき。

イ 条例施行規則第 8 条第 1 項及び第 2 項に規定する使用者及び入場者の遵守事項に違反し、職員の指示に従わないとき。

処分基準個表

担当課 文化振興課
コンパルホール

条例等の名称	不利益処分の事項	設定年月日
コンパルホール条例	入場の制限	平成 22 年 8 月 1 日
1 根拠条項 第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。 (1) 他人に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすおそれのある者 (2) 管理上必要な指示に従わない者 関係条項 (使用者及び入場者の遵守事項) 規則第 8 条 コンパルホールの使用者及び入場者は、次の事項を守らなければならない。 (1) 危険物又は動物（身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を持ち込まないこと。 (2) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し又は火気を使用しないこと。 (3) 館内を不潔にしないこと。 (4) 許可なくして物品の販売又はこれに類する行為をしないこと。 (5) 許可なくして壁、柱、扉等にはり紙をし、又は立て看板等を取り付けないこと。 (6) その他職員の指示する事項 2 使用者は、前項に規定することのほか次の事項を守らなければならない。 (1) 収容人員は、当該施設の所定人員を超えないこと。 (2) 火災、盗難、人身事故その他の事故防止に努めること。 (3) 入場者に前項に規定する事項を遵守させること。 2 処分基準 (1) 他人に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすおそれのある者 ア 示威又は喧騒にわたる行為をする者 イ 通行の妨害となる行為をする者 ウ 事務の妨害となる行為をする者 (2) 管理上必要な指示に従わない者 ア 規則第 8 条の規定に違反し、職員の指示に従わない者 イ その他市長が管理上必要と認める指示に従わない者		